

近世都市長崎の形成

箭内, 健次

<https://doi.org/10.15017/2334009>

出版情報 : 史淵. 73, pp.1-13, 1957-05-28. 九州大学文学部
バージョン :
権利関係 :



近世都市長崎の形成

箭 内 健 次

我國の近世都市は城下町を中核として發達したものであるが、その他港町などの商業都市も重要な部門をなすものであることは勿論である。しかもこれらは主として中世都市としての母体から生れ、封建社会確立の過程において發展整備されてきた。これらの都市においてここに述べようとする長崎は港町として發生したもののながらもその事情は一般に知らるるごとくヨーロッパ人の東洋進出という世界史的要因の中からむしろ他動的に成立した点において特異なものということができる。しかも同地が半世紀後には鎖国の形成によつて我國唯一の外国貿易港としての地位を占めた結果他の都市と異なる内容をもつに至つた。その特殊性と封建都市としての共通性とが互に交錯して形成された過程こそは我國の都市發達上注目すべきものであらう。本稿においては長崎が近世都市としての成立の時点を中心に、その特徴を考えてみることにする。

長崎の歴史は一五七一年のポルトガル船の同地入港に始まるとみてよいであらう。尤も旧記によれば同地は大村氏の家臣である長崎氏に属し、その当時東部には居城が存したといわれる。しかしそれは恐らく単なる砦にすぎず、従て城下町に非ざる事は勿論であり、しかもその事は後日同地が港町として發展するに至つた契機とは何等の関係もなかつたことは明かである。抑もポルトガル船が同地に入港したのはイエズス会の教師たちがキリスト教の布教の進展をはかるために

貿易との提携をその最高政策とし、布教伸展のための貿易港の設定を意図し、そのため教化が妨害され勝ちな松浦氏の平戸港から、キリスト教保護を標榜する大村純忠の所領に求め、横瀬浦から更に南下して福田へ移り、更に同地が風波の難があるを見て近傍の長崎の地を適地として貿易港たらしめるといふ全く特殊の事情に外ならなかつた。

当時の長崎は彼らの記す所によつても全くの漁港にすぎなかつたが、今や外国船の入港、外国貿易の開始によつてここに忽然と「港」が発生した。イエズス会の教師による教会堂の建設にはじまる布教活動とともに貿易に伴う商人町は現われはじめた。このような彼らの意図を反映してこの地は一面他の土地においてキリスト教信仰の故を以て逐われた人々の避難地となると同時に営利を求める商人たちの集団地ともなつたのである。フロイスの日本史にも多数のキリスト教徒の移住の事をあげ、彼らは島原、志岐、五島、平戸、山口、博多其他の国々から来つたとしているが、³やがて徐々に集落を形成したものと考えられる。日本側の旧記には何れも「元龜二年三月に六丁成る」としてその名称として鳴原、大村、平戸、横瀬浦、外浦、文知を掲げその各々の町の創立者の名をあげている。³後述することく今日知られる長崎の古記録は何れも十七世紀中期以後に記されたものと考えられるので草創期の記述については必ずしも信用しえない。しかし文知及び外浦以外の四丁は何れも地名であり、フロイスの記述と併せ考えてこれらは夫々の地方から移住の集団居住地を指すものであつたことは疑ない。しかしこの時期において同地に来航するポルトガル船は極めて微々たるものであり、且滞留期間も限定されていたし、長崎以外の港、例えば口ノ津等⁴に来航する船もあつたから尙船着場にすぎなかつたであろう。

この状態を進展させ長崎の都市化を助長せしめたものは一五七九年の教会領化であつた。この教会領化するに至つた事情については詳説する要を認めないが、ともかく領主大村純忠が自己の権力強化のためにキリスト教及び貿易と結びつくヨーロッパ人の軍事的経済的勢力を独占しようとする意図と彼のキリスト教に対する信仰とが、他方、教師側からのこの地を日本におけるキリスト教発展の基地として確保しようとする強い意向と相合致したからとみるべきであらう。

このようにして実現した長崎の教会領化は我國の歴史上極めて特異なケースであるが、その実態については頗る不明瞭である。教会領とはいうもののイエズス会による住民の行政的支配は行われていなかったようである。同地支配の主体者は宗教的面におけるイエズス会教師とヨーロッパ人に対する統率者であり且貿易における主管者としてのカピタン・モール、それに一般住民の支配者としての大村氏の三者の力關係が併存していたのではあるまいか。

長崎が開港以来教徒の移住の増加とともに布教施設が次々に整備されたのは勿論である。すなわち開港に先立ち、一五六八年長崎氏は仏寺を教師ガスパル・ピレラに寄進して教会堂とし、翌年改築されてトドス・サントスと命名されたが、教会領下に収められてから教師たちは増加する教徒に備え壮大な教会堂を建立することが布教拡大の上からも効果ありとして、一五八〇年には工事が着手され、八五年頃には教徒の労力をえて日本で最も宏大で美しい教会堂が建設された。当時の長崎の住民は一〇〇〇—一五〇〇人と考えられ、これは本来の教徒の外に商人として来住したものも加えた数であろうが、ともかく長崎は実質はともあれ形式的には住民すべて教徒であつたにちがいない。したがつてこれら教徒即ち住民の宗教上の主宰者としてのパードレ達は彼らの精神生活の指導者であつた。同時に貿易は入港するポルトガル船（広義の）とわが国商人との間に行われたからポルトガル貿易の主宰者としてのカピタン・モールの権威は強大なものであつた。日本航海に對するカピタン・モール制は一五五〇年から始まつたと考えられるが、彼らカピタン・モールはポルトガルの東洋貿易における功勞者に對する報酬として許与された特權であり、彼らが多くマカオの最高権力者としての総督であつた所から見て、たしかに日本貿易の最高司令官であつたと同時に在留ポルトガル人に対する政府を代表する命令者であり、いわばポルトガルの駐日外交代表ともいふべきものであつたと考えられる。しかも当時の貿易がポルトガル側の主導的立場において展開されていた所からみて日本の商人達の商行為をも統制したものであろう。尤もカピタン・モールは常時日本に滞在したものでなく取引終了後帰国したものであつたからその管理は暫定期間であつたが、彼の留守中の代理の有無については知ることができない。

このような環境の下で長崎住民の生活は営まれていた。大村純忠の長崎寄進が嘗て説かれたごとく宣教師側の徳恵によるものでなく純忠自身の希望であつた事は明かであるが、その代償として収めた年一〇〇〇ドカットの収入は一部を長崎及び茂木の要塞化にあてたことなどからみて現実に土地所有権を譲つたとは考えられない。教師側としても同地を布教の根拠地として安住しうることがこの時代において重要であつたからそれ以上に介入して問題を惹起することは愚策と考へたものであろう。日本人同士の訴訟問題に何等タッチしなかつたことからみてもこの教会領としての長崎の性格は極めて複雑なものであつたと思われる。

このような状態がつづく事八年、一五八七年には有名な秀吉の「伴天連追放令」が公布された。それと関連して長崎は没収され、代官鍋島飛彈守の下に預けおかれる事になつた。我國を「神国」なりとし、この神国に「邪法」であるキリスト教を布教する宣教師たちは即時退去すべきことを公示したこの追放令は「長崎中すべて耶蘇宗門に令_レ帰依_ニ、我意を振舞、蛮夷の頭伴天連主人の如く取持の_レ処_ト」として長崎の収公を令した事は当然であるが、同時に本追放令においてみられるように貿易は従前通り大に行うべしとする秀吉の態度はこの長崎を自己の所領に編入し、貿易を独占しようとする重商主義的思想の現われに外ならない。この際はポルトガル人による日本侵略の危機——十七世紀以後しばしば唱えられた——を感じてはいなかつた。朝鮮出兵を意図し、統一の意気拳る彼であつた。このような事情から長崎は政治上の大きな変動にも拘らず実質的には変化はなかつた。追放令により教師たちは一時退散したものの、地方に潜伏して機を窺い、教会堂すらも一時破壊を免れたほどであり、住民の信仰には何らの束縛も与えられなかつた上、貿易は以前にも増して盛況を見たのであつた。不幸にして、この時代の長崎貿易の推移を数量的に述べ付けることはできないが、最早長崎以外には外国船の入港は極めて稀になつたことが知られる。貿易上に何等の変化もないとするならばポルトガル船は長崎以外の地に敢て赴く必要はなく、又数年前一五八四年、平戸の松浦鎮信が布教許可を餌にイスパニヤ船の入港を吸引したものの爾後ほと

んど見るべき盛況を見せなかつたこと10から考えても最早布教が貿易吸引の餌に利用する必要は現実には失われてしまつたことは想像に難くない。恐らく統一者としての秀吉の追放令が事実においては差程の効果を挙げなかつたものの諸侯に与えた精神的影響は大なるものがあつたと思われる。

秀吉の外国貿易に対する強い欲望は一五八八年長崎入港のポルトガル船積載の生絲の買占等に明に現われているが、この事は当然長崎の貿易港としての地位を益々たかめた。したがつて同地における商人の往来、延いては居住の傾向を拡大し、同時に市街そのものの内容も徐々に充実したものと考えられる。先ず第一に内町外町の名称の発生である。その時期については必しも明確ではなく長崎略史、長崎雜記には文祿元年11においている。恐らくこれは村山等安が秀吉の寵をえてその結果長崎代官に任せられた際、その所管の地を規定する必要上従来の市街を以て内町とし、市外の地を外町として彼の支配に委ねた時に生じたものに違いない。而して同時に内町の地租を免除し、町年寄を任命したものである。なおこの町年寄はそれまでの頭人の改称であつたが、資料に見える頭人としては高木勘右衛門、高島了悦、町田宗賀、後藤惣太郎の四人が挙げられる。夫々について由緒書の記す所によれば、12

高木勘右衛門—藤原氏の末裔永祿年中父忠康と共に肥前深溝より長崎に移る。

高島了悦—父高島八郎兵衛氏春天正年間浅井氏の滅亡と共に近江高島荘より亡命、肥前藤津郡に移り天正二年長崎に移住、

町田宗賀、—不明。

後藤惣太郎—先祖武雄領主後藤氏の一族ともいい又周防山口の人とも京都の人ともいう、永祿年間長崎に来る。

この由緒書に記す所は必しも真偽は不明であるが、ともかく亡命武士出身者であり、多く長崎草創の時代からの住人であつたことは誤ない。恐らく長崎のごとき特殊の発生をもつ都市の場合、利を逐うて来つた人々は彼らの旧住地の人々同

士を以て集団を作つて生活し、町名にその名を冠し、彼らの中の有力者が自治的形式をとつて夫々の町の支配に任じていたものと思われる。そしてこれらの人々の中から更に有力なものが頭人となつたのであり、旧記に頭人任命が天正十五年とあるのは恐らくこの年秀吉の長崎支配開始による町政の整備を物語るものではあるまいか。

秀吉は長崎収公後、鍋島飛弾守を代官として所管せしめ天正十六年(一五八八)閏五月には市街地(即ち内町を指す)の地租を免ずる旨の朱印を下したが、一方又収公直後教徒に対し銀五百枚の税を課し、ついで又千二百クルサードの税を賦課した。この事は当時の長崎住民にとり極めて過重な負担であり、支払不能のためイエズス会が代つて一部支出したと報告されているのは秀吉が住民に自己の威力を十二分に感ぜしめるための政策と考えられる。

かくのごとく秀吉は抑圧の上に保護を加えつつ文禄元年(一五九二)には初めて長崎奉行において支配を命じた。しかし奉行に任せられた寺沢志摩守広高は唐津の領主であり、従て専ら家臣を派遣して職務をとらしめ、むしろ実際は頭人即ち町年寄の自治に委ねた。

次に町年寄以下の地役人に就いて見るに、「長崎地役人始年号長崎寺社始年号」によると、町乙名及び町組頭が元龜二年より設けられたと見えている。これによれば元龜二年即ち開港とともに乙名が存在した事になる。乙名組頭は町年寄とともに自治体の中核をなす重要な地役人であるが、想うに前述したごとく、各町々の中に自然発生的に生じた支配者たちが恐らくこの乙名たちの前身であつたらうし、更にこの多くの乙名たちの中から選ばれた有力者たちが頭人即ち町年寄となつたと思われる。日本側の記録に徴すべきものなく、一五九一年のフロイスの日本書翰の中において秀吉の命をうけて長崎で金の取引を行つた彦岐守(毛利吉弘)、加賀守(鍋島信茂)の部下たちの行動を非難した記述の中で

奉行らはこの間大いに奔走する所あり、関白殿もまた奉行らを許し、唯長崎の港より彼らを去らしめ、その代りに人民の主なる者をして此地を奉行せしむることとせり。之を Otomas と呼び、皆奉教人なり。我らにとつては甚だ都合

好きことなりしなり。⁽¹⁷⁾

と当時すでに乙名の呼称があつたことが知られる。しかし十六世紀の長崎において後世のように町の自治体が整然としていたとは考えられない。例えば文化八年(一八一二)に作成した当時の長崎各町の乙名の履歴を書いた「元之書付」と題する文書⁽¹⁸⁾を見ると当時東紺屋町乙名であつた横瀬九十郎の祖先が二代横瀬浦町乙名を勤めたとあり、同町がすでに寛永年間平戸町に併せられている所から初期の乙名であつた事が知られるだけであとは慶長年間一、元和年間一、寛永年間七を数えるにすぎない。元より断絶した家も多いこと故これだけでは類推しえないであろうが、町年寄は別として各町々に乙名組頭が整備するに至つたのは寛永年間以後とみて差支ないのではあるまいか。

長崎の人口についても勿論正確な数字は判らないが開港当時一五〇〇人といひ、一五九〇年には二〇〇〇人⁽¹⁹⁾、更に一五九四年には三〇〇〇人⁽²⁰⁾、翌年は八〇〇〇人と数えられている。大体において尚一万人に達しえなかつた事は明かである。所が一六一四年には二万五千人以上と言われ、それは元和二年(一六一六)の人別帳による二四六九三人⁽²¹⁾という著しい増加を示している。この人口の急増こそは長崎の都市形成の上に大きな意義をもつものである。

十七世紀に入り徳川政権の成立とともに、通商奨励は幕府の重要政策として採り上げられ、朱印船貿易制度の開設と相まち未曾有の繁栄を展開した。武士といわず商人といわず資産のある者は挙つて朱印船の下付を乞うて東南アジアの海域に貿易を行つた。他方従来の独占的役割を演じたポルトガル船の外、イスパニア、オランダ、次でイギリスも又対日貿易に参劃するに至つた。このような多彩な貿易の展開は参加人員においても又貿易額においても前代を遙に勝るものであり、従て貿易港としての長崎の活況は当然であつた。勿論オランダ、イギリスは商館を平戸におき、藩権力と結びついて貿易を営んだがその貿易の管理は幕府即ち長崎奉行の司る所であつたと思われる。長崎はポルトガル貿易と日本商人による朱印船貿易それに中国船貿易の舞台であつた。しかもこの中で最も中核的存在であつたポルトガル貿易は幕府の貿易統

制の政策によつても早く一六〇九年以後絲割符制が行われたが、この事は長崎における貿易商人の組織化を促進させる事になり、延いては都市としての秩序を整備せしめた。このような貿易の活況とともに布教も又幕府の緩和政策に助けられて発展し教徒の往来も多く、彼我相まつて長崎の人口を激増せしめた。しかしやがてキリスト教禁圧、教徒の処刑、追放は相ついで行われ、その場合中心地の覬があつた長崎の住民の動揺も又甚しいものがあつたに相違ない。しかし貿易都市としての長崎の大勢は変化なかつた。この間において長崎の都市化は徐々に進められた。先ず禁教政策に対応して各所にあつた教会堂は破壊され、代つて神社、仏寺は連年相ついで建立された事は他の都市にまさる現象であつた。尚市街も内町の六町はすでに十六世紀末二十三町に細分されて町町は堀を以て界をするなど市街地の体を整えたが、他方村山等安の所管であつた外町も居住者の増加とともに町割を行い新に町名を附し、元和二年（一六一六）には村山等安は処刑され代つて代官に末次平蔵が任ぜられるとともに年行司二人を置いて代官に属せしめた事は外町の発展を示すものであろう。この時代に設けられた新しい地役人としてはさきの「始年号」によると

阿蘭陀大通詞役 寛永十七年

出 島 乙 名 寛永十八年

唐通事大通事役 慶長年中之頃

〃 小通事役 寛永十七年

〃 年行司役 慶長年中之頃

年 行 司 役 寛永十五年

定 年 行 司 役 寛永年中頃

丸山町 乙 名 慶長年中頃

寄合町 乙 名 慶長年中頃

等が挙げられている。すなわち、ここに見られる所は中国人、オランダ人関係地役人が主なものである。オランダ人は寛永末期鎖国令の結果ポルトガル人追放のあとをうけて出島に移住せしめられた結果、彼らとの関係の地役人が任命されたのであるが、中国人は古くより自由に長崎に入港し取引も又自由であつただけに彼らと関係の地役人の必要から唐通事以下の任命となつたのである。尚前述のごとく慶長年間ポルトガル貿易以降絲割符制が施行され、鎖国直前には中国船及びオランダ船とも適用される事になつたが、この仕法に従事した地役人として絲年寄以下が挙げられるが、初期においては町年寄以下の地役人の兼務であり、専任の地役人としては三十数年後の延宝元年以後のことであつた。

かくの如く鎖国以前の長崎は市街も整い、地役人の数も増加したといふものの、尚その組織は単純であつたと考えられる。市街も外町に稍業種による集团的市街が認められる程度で尚整備されてはいなかつたようである。ただこの間に見られる現象は一言にして述べれば、長崎の「貿易の場」から「貿易都市」への転化である。即ちそれ迄の長崎は船舶入津の場であり、貿易業者の集合地ともいふべきものであつた。所が徳川幕府の基礎の確立とともにこれはやがて「幕府による貿易港」としての性格を徐々に濃くしていつた。即ち幕府権力の浸透であつた。その事は奉行の任命にも窺われる。徳川幕府による長崎奉行は慶長八年（一六〇三）の小笠原一庵より始まるとみてよい。彼に次ぐ奉行は長谷川左兵衛で共々幕府の側近ではあつたが行政官というより商人的人物であつた。彼ら奉行は常時長崎に駐することなく商船（殊にヨーロッパ船）の入津当時のみ長崎に赴いた結果、実際の町の行政は町年寄が代つて行つていた事は「町年寄発端由緒書」に記す所でも明かである。⁽²⁵⁾

しかも長谷川左兵衛のごとき、幕府の経営する貿易に直接タッチし、一族も又朱印船貿易を営むなど他の商人達と共通した活動を行つたのである。かかる商人的代官は当然利欲に走り勝ちとなり、その結果は寛永年間奉行の地位にあつた竹

中采女正の失政を惹起するようになった。ここにおいて幕府は長崎奉行を匡正することとし、従来一人であった奉行を二人として交代常時在勤せしめることとしその行政的色彩を濃厚たらしめんとしたものと考えられる。元よりこのような幕府の見解も必しも事実十分には行われず、後世「奉行も商人のやうになり行」⁽⁶⁾など屢々問題を惹起したが、ともかく奉行の性格の変化は鎖国前後を契機とする幕府の対策として認められる所である。

「鎖国」の実施はいう迄もなく宗教並びに貿易政策についての幕府権力の徹底の具現であつた。この結果長崎は名実共に日本における外国貿易の唯一の場としての地位を獲得した。同時に又貿易品を通じての国内商業圏の基点ともなつた。この重大な政治情勢の変化は長崎の街の景観にも認められた。その第一は警備機関の整備である。鎖国がキリスト教禁制をその眼目とする以上当然これに対する取締機関が考慮されねばならない。黒田、鍋島二藩による長崎警備が実施され、港には番所等監視施設が整備された。更に正保四年(一六四七)ポルトガル修好使節の来航を契機として諸藩の蔵屋敷の設置となつて現われた。この年以降、島津、細川、小笠原、宗、有馬、土井、大村、毛利、黒田、鍋島、立花、松平、松浦、五島とほぼ西日本の大名達は蔵屋敷を長崎に設け、附人において交代して異国の情勢の伝達を行うこととなつた。⁽⁷⁾今や長崎はかつての貿易の港から更に対外交渉の諸機関の所在地としての政治的都市の性格を具備しはじめたのである。

他方貿易の推移を見るに、鎖国以後貿易はすべて輸入生糸を中心とする絲割符仕法が完全に施行され、他の商品は絲の値段が絲年寄によつて定められてから後初めて許可されたが、京、堺、大坂、江戸、長崎の所謂五ヶ所の都市商人を中核とする貿易商人は長崎に下つてこの商易に参劃するに至つた事は当然長崎の繁栄を齎したのである。しかしこの間に見られた絲割符商人たちの独占的巨利を羨望する商人たちはこの古い特権を破つて自己も又その利潤に均霑せん事を望み、その抗争が一因となつて明暦年間(一六五五)には絲割符仕法は廃止されて相對仕法が施行されることになつた。しかもこの結果貿易の主導権を外国商人の手に移らしめる結果とはなつたものの、少くとも日本商人の関与する場は以前とくら

べ遙に拡大されたと見て誤りないと思う。²⁸⁾その後仕法改正によつて貿易商人を統制下におく事が考慮されて市法貨物仕法となり、五ヶ所による裁判制が行われたが、ここに見られる貿易商人の数は六千六百人を²⁹⁾超える多数であつたことは資料の示す所である。この好況は長崎貿易史上最高の時期でもあり、又当然その都市的繁栄の大きな基礎を作つたのであつた。

一方このような繁栄を齎した原因の一には幕府の都市政策が与つていたことは勿論であつた。他の都市と同じく長崎も又徳川幕府創設以來多大の恩恵をうけていた。すなわち、内町は古く地子銀を免除されていたが、元禄十二年以後は内外町共地子銀と八朔銀の外は何ら課役なかつた事は著名な事実である。しかし幕府は貿易からの利潤を財源として吸上げたのは元禄年間（一六九八）長崎会所設立以前には、唯所謂口錢銀が主として中国船貿易の場合にのみ少額徴収されたにすぎず、しかもこれは全長崎町民に配分された。³⁰⁾このような長崎の居民民に対する為政者の恩恵はこの地に集まる人々の数を増加せしめる事になつたのは勿論であつた。³¹⁾

このような繁栄の中に寛文三年（一六六三）の大火が発生した、この三月八日の大火は五十七町二千九百軒の家を焼失した、当時の長崎は惣町六十六町といわれたがその大半を焼失したのであり、僅かに出島町、今町、金屋町などが残つたといわれいわば全市全滅とも称すべきであつた。このため幕府は大坂の金蔵から二千貫目を臨時支出して再建を企てたがここに長崎は姿を一変した。再建の際の都市計画により都市としての景観を備え、道路は拡大され間数は定められ、町名も整備された。この都市計画は寛文十二年のヶ所敷設定により、ほぼ一段落したとみてよく、今日の長崎の市街の起源とみるべきであらう。³²⁾

もとよりの再建には幕府の援助が多かつたとはいへ、町民自身の経済力の豊富さも又大いに与つて力あつた。新市は官衙、職人町、寺町等計画的に定められ、かくて旧来の雑然たる都市から封建都市としての風格を備える事となつた。大火によつて町の発展に些の支障もなかつた事は人口にも現われている。

即ち、

万治二年	(一六五九)	四〇七〇〇 ⁽³³⁾	(大火前)
寛文九年	(一六六九)	四〇五五八 ⁽³⁴⁾	
" 十二年	(一六七二)	四〇〇二五 ⁽³⁵⁾	
延宝九年	(一六八一)	五二七〇二 ⁽³⁶⁾	
天和二年	(一六八二)	五二七〇二 ⁽³⁷⁾	
元禄七年	(一六九四)	五三三二二 ⁽³⁸⁾	
元禄九年	(一六九六)	六四五二三 ⁽³⁹⁾	(最高数)

敍上のごとく長崎の都市的形成を寛文年間とすると、開港以来百年間の長崎は頗る特異な歩みを辿つたといえよう。外人による開設から教会領、豊臣徳川の天領としての長崎は稀に見る良港であるが故にその性格も又複雑であり、ことに時代の政治情勢に影響される所が多かつた。為政者の貿易政策はそのまま長崎の発展に姿をうつしている事も他の都市に見られぬ特色であろう、為政者のみならず一般住民の利潤追求の慾望は拜金思想を強く頭わして同都市をして極めて無秩序な享樂的性格を帯びるに至らしめたことは否定できない。

- (1) Prois, L. Die Geschichte Japans (1549—1578). P. 43
 - (2) 長崎雜記 (九州文化史研究所蔵松本文庫)
 - (3) 長崎根元記、長崎拾芥等の代表的記録は恐らく寛文三年の長崎大火による旧記の消滅と、再建に伴う過去に対する回顧 という事情を背景として作られたものと考えられる。
 - (4) 岡本良知 十六世紀日欧交通史の研究 五一〇—一三頁
 - (5) 一五八五年十月一日付、フロイス書翰
 - (6) Boxer, C. R. Fidalgo in the Far East. P. 269.
 - (7) 岡本、前掲書
 - (8) ヴァリニャーニの一五八〇年八月十五日付報告によると 判は大村の役人の手で日本の法律習慣によつて行ふとある。
- 古賀十二郎(長崎、茂木ニケ所伴天連知行所となりし頭末)長

崎第三号)

- (9) 長崎根元記一、秀吉公長崎公料に被召上御条目御朱印並耶蘇宗門徘徊御停止御書遣之事
- (10) 拙稿「日西関係上の諸問題」(史淵六十一輯)
- (11) 岡本、前掲書 六八一頁
- (12) 町年寄発端由諸書(九州文化史研究所蔵松木文庫)及び長崎略史(長崎叢書三)第十六卷等による。
- (13) 長崎略史 第一卷 六頁
- (14) 岡本、前掲書 七一七八頁
- (15) 長崎県立図書館蔵「文政五年午正月写之 児島」と見ゆ尚長崎雜記 慶長八年の項に「(小笠原一庵) 町目附五人御抱入後町使役と改名す是則地役人の開闢なり」とある
- (16) フロイス日本書翰 木下奎太郎訳 七八―九頁
- (17) 九州文化史研究所松木文庫本
- (18) *Cartas do Japao* n. 30 (岡本前掲書七一四頁所引)
- (19) *Avila Giron. Relacion de los Reinos de Nippon* (*Archivo Ibero-Americano No. 113*) P. 17.
- (20) グスマン東方伝道史(新井訳本)下 六三九頁
- (21) *Avila Giron. P. 17.*
- (22) 幕府時代の長崎 第六章
- (23) 積荷の揚陸は長崎奉行の許可が必要であつた。
- (24) (大日本史料十二ノ八、六五二頁)
- (25) 長崎略史 第一卷一六頁
- (26) 町年寄発端申緒書にも

御当家御治世相成り而も寛永十四年迄は御奉行所七八月頃当

近世都市長崎の形成

地に御越被成十月十一月比は御帰府被成、ニ付御奉行所御在勤無御座時は外町之分末次平蔵内町之分ハ町年寄万事支配仕取計申候とある。

- (26) 崎陽群談第二 南蛮船唐船阿蘭陀船商売来由を段々改り来候大略之事
- (27) 通航一覽(刊本第七) 二二三頁
- (28) 拙稿「長崎貿易仕法変改の意義」(九州文化史研究所紀要第五号)
- (29) 長崎根元記 七、(海表叢書第四) 一四五頁には六六四六人と記し、時代により多少の増減はあるが大体六二〇〇―六六〇〇人前後であつたようである。
- (30) 森岡美子「長崎貿易における関税」(文化十八ノ一)
- (31) 何等の賦課銀もないばかりか、出島築造に参加した出島町人はオランダ商館より年々五十五貫の地代をうけた。
- (32) 元禄初年滞在したケンプエルは当時の長崎の姿を極めて興味深く且詳細に敘述) *J. S. Kaempfer, E. The History of Japan vol. II. Glasgow 1906. pp. 73-152*
- (33) 寛宝日記(長崎県立図書館本)
- (34) 崎陽群談 第五 内外町数之事
- (35) 寛宝日記
- (36) 同書(長崎鑑にも見ゆ)
- (37) 幕府時代の長崎 第六章
- (38) 崎陽群談 第五 内外町数之事
- (39) 幕府時代の長崎 第六章